

訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 (公益財団法人シルバーリハビリテーション協会が開設する) シルバークリニックが行う訪問看護の事業は、対象者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続するよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 要介護状態（要介護認定者、寝たきり及び寝たきりに準ずる状態の者）の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にサービスの改善を図るものとする。
- (3) 訪問看護の実施にあたって、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 シルバークリニック
- (2) 所在地 青森県八戸市大字河原木字八太郎山 10-444

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師 1名
- (2) 看護職員 14名 (常勤: 13名 非常勤: 1名)
兼務にて訪問看護業務にあたる
- (3) 事務員 1名 (常勤)
兼務にて事務業務にあたる

管理者は、この事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元化する。

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

事務職員は、事務業務等に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 8時30分～午後17時30分迄とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡及び対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 療養生活や介護方法についての相談
- (3) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話
- (4) リハビリテーションの実施、評価、助言・指導
- (5) 福祉用具、住宅改修等の相談・助言
- (6) 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理
- (7) がん、難病、認知症の方の看護
- (8) ターミナルケア（介護予防訪問看護は除く）
- (9) その他

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他の費用は、次のとおりとする。

指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費及びその他必要となり発生した費用は、その実費を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に

文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、八戸市の地域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 緊急時の対応は、次のとおりとする。

看護職員は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（事業継続計画の策定）

第10条 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を受けられるよう、また、訪問看護の提供を継続的に実施できるための計画と訓練、また、関連機関との連携についての策を講じるよう努める。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第11条 感染症の予防及びまん延防止のための委員会を設置し、必要な対策の検討と措置を講じるよう努める。

（虐待の防止）

第12条 利用者の尊厳の保持や、利用者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性の高い虐待の防止のため必要な対策の検討と措置を講じるよう努める。

(1) 虐待防止のための対策を担当する担当者の設置、対策検討する委員会の設置

(2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 秘密保持、その他運営に関する事項は、次のとおりとする。

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、(公益財団法人シルバーリハビリテーション協会と管理者との) 協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する。